

佐久穂町役場  
地球温暖化防止実行計画  
【事務事業編】

～ 環境負荷低減のための職員率先行動計画 ～

【2023年改訂版】

地球温暖化の動きを遅らせ、さらには逆転させることは、  
我々の世代のみが可能な挑戦である。

2023年6月

佐久穂町

## 佐久穂町役場 地球温暖化防止実行計画 目次

はじめに	1
<b>1. 背景</b>	<b>2</b>
(1) 地球温暖化の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
<b>2. 基本的事項</b>	<b>5</b>
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間	6
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	6
<b>3. 温室効果ガス排出量</b>	<b>7</b>
(1) これまでの成果	7
(2) 基準年度	7
(3) 基準年度の排出量	7
(4) 基準年度における温室効果ガス総排出量等	8
<b>4. 温室効果ガス総排出量の削減目標</b>	<b>9</b>
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 温室効果ガスの排出削減目標	9
<b>5. 目標達成のための取り組み</b>	<b>10</b>
(1) 取組の基本方針	10
(2) 具体的な取組内容	10
① 施設設備等の運用改善	10
② 施設設備機器の更新	10
③ 物品調達と環境配慮	11
④ 公用車の更新・管理	11
⑤ その他	11
<b>6. 計画推進に向けた取り組み</b>	<b>12</b>
(1) 実施体制	12
(2) 点検体制	13
(3) 公表	13

## はじめに

地球温暖化による気候変動の影響は、大規模な山火事や干ばつの発生など、世界的なニュースとなり年々大きくなっています。国内においても、線状降水帯や台風又はゲリラ豪雨等の極端な大雨と、それに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加等、人々の暮らしや人体に直結することが多くなり、実感することが増えてきました。

佐久穂町においても令和元年東日本台風では、200年に一度の記録的な大雨によって、河川の氾濫による浸水や土砂災害、橋梁落下など甚大な被害が発生し、改めて地球温暖化による気候変動の影響を実感させられることになるとともに、より身近なものとなってきております。

気候変動は地球上の人類・生物の存続を脅かす最大の危機であるとの危機感から、2015年（平成27年）に合意されたパリ協定を受け、国は「2050年カーボンニュートラル」を2020年（令和2年）に宣言し、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会の実現」を目指すことを表明し、中期目標として、2030年度には温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指しています。また、長野県においても、ゼロカーボン戦略が策定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

こうした背景から、2023年（令和5年）3月2日の町と町議会の連名により「佐久穂町気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、その実現に向け取り組みを推進することとしました。

こうした経過を踏まえ、2008年（平成20年）に策定され取組まれてきた「佐久穂町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を全面的に見直し、新たな削減目標や施策を定め、温室効果ガスの削減を更に加速させるため、本計画を改訂するものです。

2023年（令和5年）6月

# 1. 背景

## (1) 地球温暖化の影響

2022年（令和4年）3月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書」によると、世界の平均気温は、1850～1900年と比べ2011～2020年では1.1℃の温暖化に達したとされ、人間活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

## (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成25年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げられました。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇が2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関する施策目標の追加

や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加され、市町村は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に努めるものとされています。

さらに、同月には、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国で実施すること等が位置付けられました。

2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策計画の改定が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度には温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標への対策・施策等が記載されています。

表 1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室呼応化ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収減		—	▲0.48%	—	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度まで累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			—

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

同月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われ、温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向けて、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とする

ことを目指すとしています。

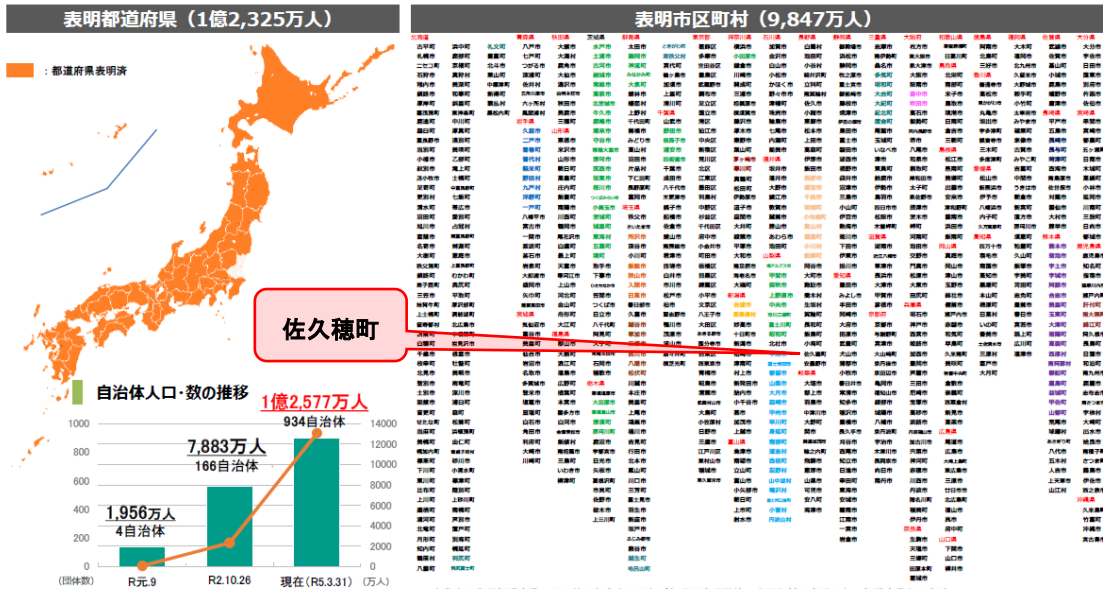
また、「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019（令和元）年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023（令和5）年3月末時点においては934地方公共団体と加速的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億2,500万人を超える計算となっています。

## 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体 2023年3月31日時点



- 東京都・京都市・横浜市を始めとする934自治体（46都道府県、531市、21特別区、290町、46村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。表明自治体総人口約1億2,577万人※。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。



出典：環境省（2023）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

佐久穂町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、佐久穂町が行政機関として実施している事務・事業において、率先して環境に配慮した取り組みを推進していくことで、温室効果ガスを削減するほか、町民及び事業者の自主的かつ積極的な行動を促すことを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

実行計画の対象とする範囲は、佐久穂町が実施する事務・事業全般（町職員が直接実施又は管理するもの）とします。なお、町が事業者等へ委託して行う事業から発生する温室効果ガスは対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制が可能なものについては、受託者に対し、必要な措置を講ずるよう要請します。

### (3) 対象とする温室効果ガス

実行計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量がほとんどない3種類は対象外とし、多くを占めている4種類を対象とします。

温室効果ガス		主な発生源等
1	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	主に燃料の燃焼や電気の使用に伴い発生
2	メタン（CH <sub>4</sub> ）	主に公用車の走行に伴い発生
3	一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	主に公用車の走行に伴い発生
4	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	公用車のエアコンの使用に伴い発生
5	パーフルオロカーボン（PFC）	（対象外） 半導体の製造等で使用
6	六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	（対象外） 電気絶縁ガス等で使用
7	三フッ化硫黄（NF <sub>3</sub> ）	（対象外） 半導体の製造等で使用

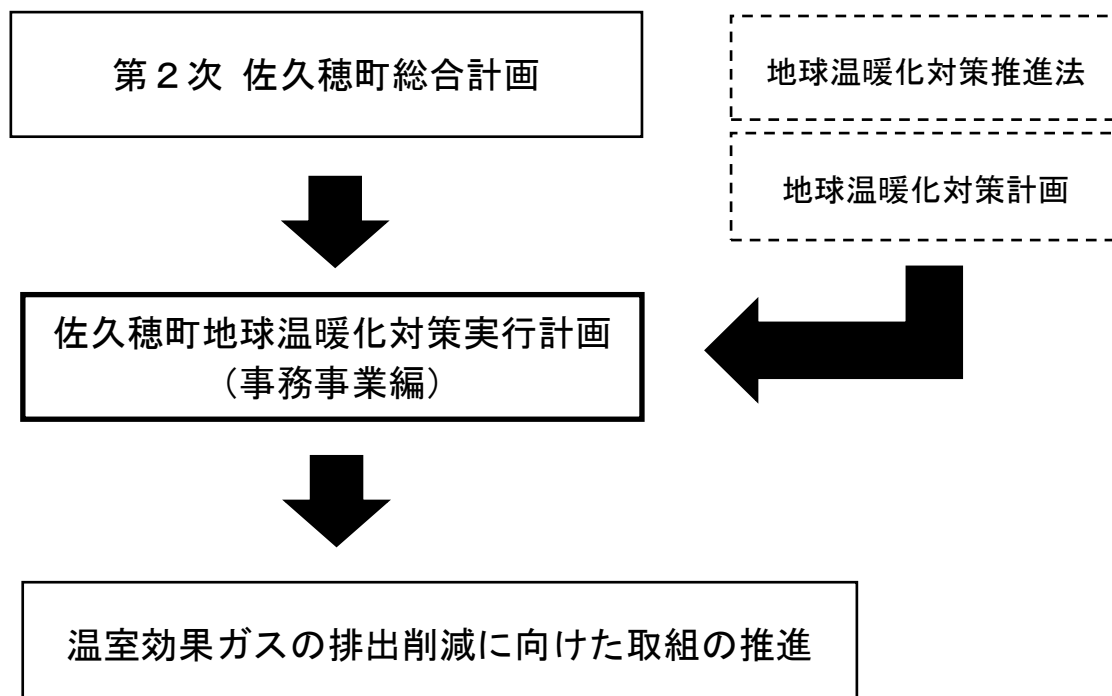
#### (4) 計画期間

2023年度から2030年度までを計画期間とします。計画開始から5年後に計画の見直しを予定しますが、地球温暖化対策に関する情勢の変化等により、適宜見直しを行います。

項目	年度									
	2013	...	2023	2024	2025	2026	2027	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間			→							

#### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画になります。また、地球温暖化対策計画及び第2次佐久穂町総合計画の施策に準じて策定します。





### 3. 温室効果ガス排出量

#### (1) これまでの成果

当初計画の基準年度である平成 18 年度 (2006 年度) における二酸化炭素排出量は、4,972 (t-CO<sub>2</sub>) でしたが、目標年度の平成 25 年度 (2013 年度) での排出量は、3,367 (t-CO<sub>2</sub>) で 32.3%の削減となりましたが、この間に施設の移管や撤去等が行われたことが、大きく影響したものです。

実質の削減を比較するため、基準年度からも移管・撤去等をした施設を除いた場合の二酸化炭素排出量は 3,685 (t-CO<sub>2</sub>) で 8.6%の削減となり、削減目標は 6%であったことから、目標はクリアすることができました。

これは、職員の意識向上により、電気使用量や燃料消費の削減が図られたことによるものです。

#### (2) 基準年度

この計画における基準年度は、国の地球温暖化対策計画との整合性を図るため、平成 25 年度 (2013 年度) とします。

#### (3) 基準年度の排出量

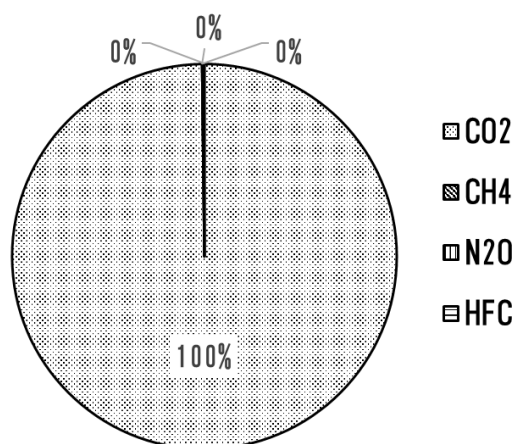
基準年度となる平成 25 年度 (2013 年度) における温室効果ガス排出量は、次のとおりです。

温室効果ガスの種類	主な排出要因	活動量	CO <sub>2</sub> 換算排出量 (kg)	構成比 (%)	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用 (kwh)	3,426,582	1,901,753	56.5	
	燃料の使用	ガソリン (L)	41,806	97,059	2.9
		灯油 (L)	288,439	718,065	21.3
		軽油 (L)	23,452	61,426	1.8
		A重油 (L)	189,576	513,752	15.3
		LPG (m <sup>3</sup> )	11,341	68,392	2.0
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行 (km)	637,040	152	0.0	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行 (km)	637,040	4,749	0.1	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアコン設置車 (台)	83	1,619	0.1	
温室効果ガス排出量 (二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )) 換算			3,366,967	100.0	

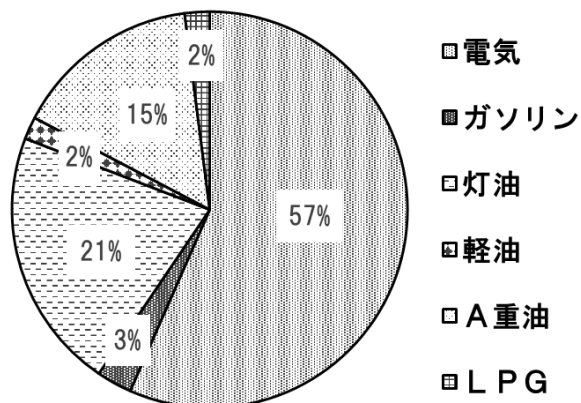
#### (4) 基準年度における温室効果ガス総排出量等

基準年度となる平成 25 年度（2013 年度）における温室効果ガス排出量の割合は、ほぼ二酸化炭素 CO2 であり、エネルギー種別では電気が全体の 57%を占め、次いで灯油の 21%、A重油の 15%、その他で 7%となっています。

#### 温室効果ガス種別排出量



#### 二酸化炭素種別排出量



## 4. 温室効果ガス総排出量の削減目標

### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画として、平成 28 年（2016 年）5 月 13 日に閣議決定した地球温暖化対策計画を、令和 3 年（2021 年）10 月 22 日に 5 年ぶりに改定する閣議決定されました。

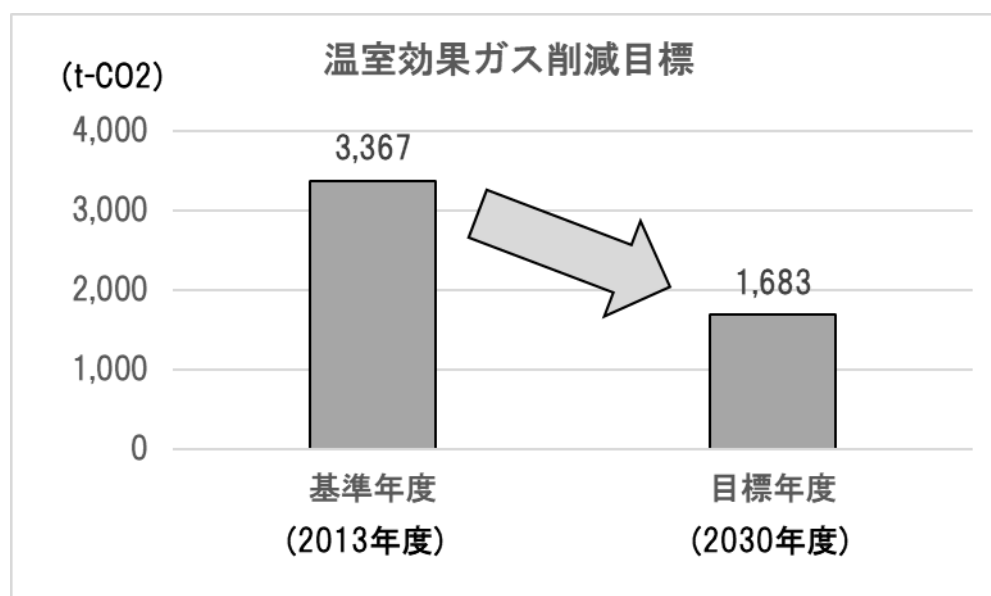
この計画では、2030 年度において温室効果ガスの 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

これを踏まえ、佐久穂町の実行計画期間での温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの排出削減目標

実行計画期間における温室効果ガスの削減目標は、国の地球温暖化対策計画の目標に基づき、基準年度となる平成 25 年度（2013 年度）の二酸化炭素換算の総排出量 3,367（t-CO<sub>2</sub>）に対し、2030 年度までに 50%削減し、総排出量を 1,683（t-CO<sub>2</sub>）とすることを目標とします。

項 目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの総排出量	3, 3 6 7 （ t -CO <sub>2</sub> ）	1, 6 8 3 （ t -CO <sub>2</sub> ）
削減率	—	5 0 %



## 5. 目標達成のための取り組み

### (1) 取組の基本方針

目標の達成には計画を進める中で、これまで以上に職員一人ひとりの積極的な取り組みが重要になります。そのためには、細かで地道な取り組みを重ねることは、地球温暖化の抑制への第一歩であることを強く意識し、エネルギー使用量の削減等を実践する必要があります。佐久穂町における温室効果ガスの要因は、「3. 温室効果ガス排出量 (4) 基準年度における温室効果ガス総排出量等」で、示したとおり電気・灯油・A重油で9割以上を占めていることから、これらの使用量削減を重点的に取り組むことで着実な温室効果ガスの削減に努めます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

施設の管理において、設備機器の定期的な保守点検等を実施することで、効率の良い運用を推進します。

- ◆ 空調の設定温度及び使用時間の適正化に努めます。
- ◆ 空調設備の保守点検に加え、定期的なフィルター・センサー等の清掃により効率の向上を図ります。
- ◆ 照明の点灯範囲及び使用時間の適正化に努めます。
- ◆ 電気消費の大きな照明器具等は、定期的な点検及び清掃を検討します。
- ◆ 給湯温度の適正化に努め、省エネ保温機器の利用を進めます。

#### ② 施設設備機器の更新

公共施設の新築や新規に設備を導入する場合、若しくは既存の設備等（委託管理施設を含む）を更新する場合には、エネルギー効率等を考慮した設備にすることで省エネルギー化に努めます。

- ◆ 設置可能な施設に対しては、太陽光発電施設等（蓄電池を含む）の設置50%以上を目指します。
- ◆ 空調設備はエネルギー効率の高い機器の導入を進めます。
- ◆ 施設の消費エネルギー削減を考慮し、断熱性能の高い二重サッシ等の省エネルギー対策となる設備の導入等も検討します。
- ◆ 設備の照明は100%LED化を目指します。
- ◆ 空調・照明設備等の更新時には、対象範囲や細分化等による効率性も検討します。

### ③ 物品調達と環境配慮

物品等を購入する際は環境に配慮した製品を優先するとともに、事務消耗品等の節減によるごみの減量化を推進します。

- ◆ 物品を調達する際は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」による環境に配慮した製品を検討します。
- ◆ 用紙の節減、バインダー・ファイル等の利用減、トナー等の再生品の利用等によるごみの減量化を進めます。
- ◆ 関係施設から排出される廃棄物は4Rを徹底し、減量・再資源化に努めます。

### ④ 公用車の更新・管理

公用車（特殊車両等を除く）の更新にあたっては、環境を配慮した車両〔電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）〕の導入を原則とし、低燃費を図るための取組を推進します。

- ◆ 公用車を購入する際は、その運用に支障をきたす場合を除き、環境配慮車両を導入することとし、普通車の導入率75%以上を目指します。
- ◆ 公用車のタイヤ空気圧の適正化やエコタイヤの導入等による燃費向上に努めます。
- ◆ 運行の際は、急発進・急加速等の非効率な運転を避け、エコドライブに心掛けます。

### ⑤ その他

職員一人ひとりが温室効果ガスの抑制を念頭に、日常的に節電・省エネルギー等を意識した取組の定着を目指します。

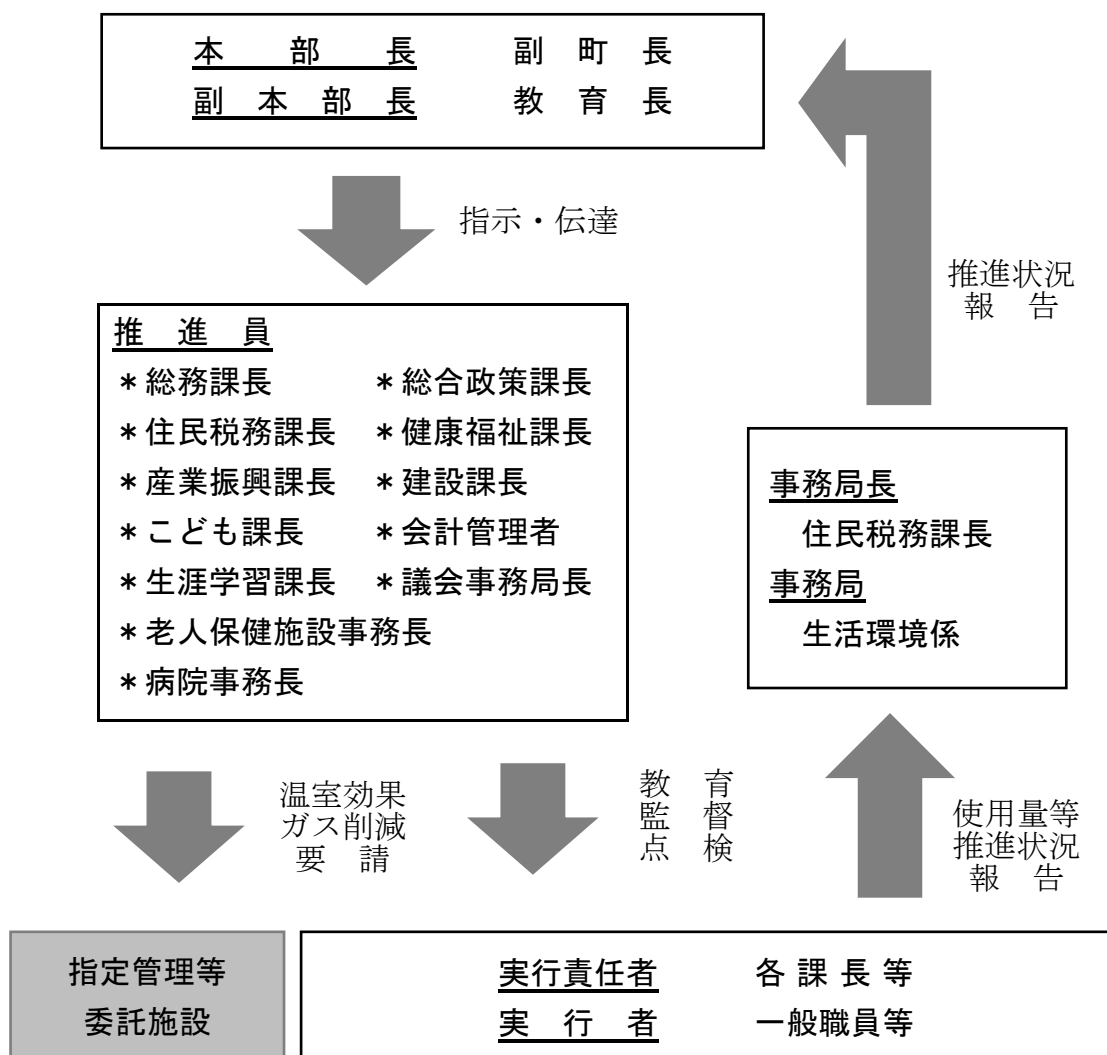
- ◆ 照明が不要又は自然光で支障のない場合等の消灯の徹底を図ります。
- ◆ 始業前・昼食時・終業後の照明は必要最小限のみとし、原則消灯とします。
- ◆ PC・コピー機等のOA機器は省電力設定を有効に活用し節電に努めます。
- ◆ 退庁時等はPC等のシャットダウン等、OA機器の節電に努めます。
- ◆ クールビズ・ウォームビズにより冷暖房の省力化を図ります。
- ◆ ブラインド等の利用や窓の開閉等により室内の明るさや温度の適正化に努めます。
- ◆ 公用車の利用は目的地や時間等を考慮して乗り合わせにするなど、可能な範囲で効率的な運用に努めます。
- ◆ 上記のほか、職員は温室効果ガスの抑制につながる取組を自主的に取組むよう意識の高揚を図ります。

## 6. 計画推進に向けた取り組み

### (1) 実施体制

実施計画を推進するため、副町長を本部長とした推進本部を設けます。各課や各施設における実態を把握し効果的に取り組むため、各課長等が推進員となり、実行計画の取組を着実に実施します。

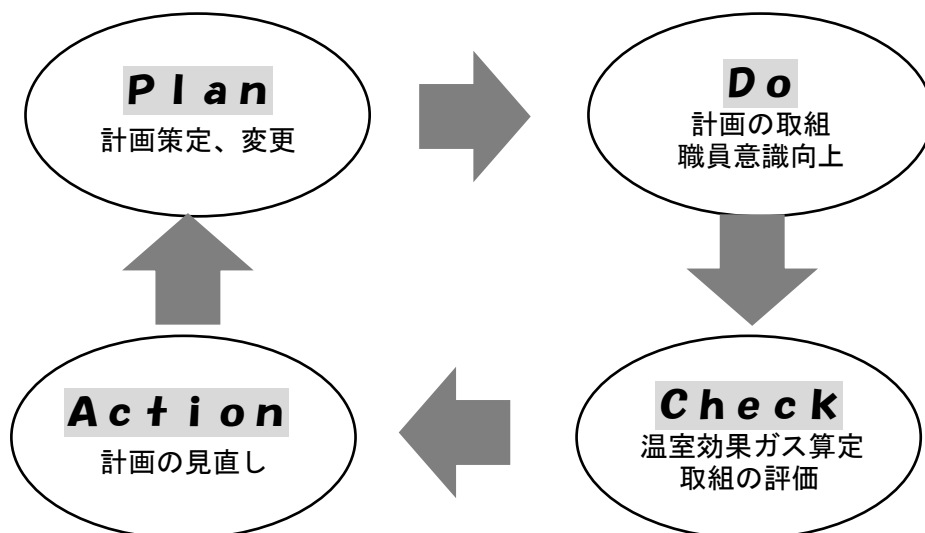
#### ◎ 推進本部組織



※ 推進員は、各課の実行責任者となり、実行計画を推進するとともに、その推進状況とエネルギーの使用量等を把握し事務局に報告する。

## (2) 点検体制

実施計画を継続的に実施するため、PDCAサイクルによる点検・評価を踏まえ必要がある場合は随時実施計画の改訂を行います。



## (3) 公表

実施計画の取組状況は、推進本部組織で確認後、速やかに町ホームページにより公表します。